

令和2年第12回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和2年12月25日
- ・ 会 場 南公民館大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和2年12月25日(金) 午後2時から
南公民館1階大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 59 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 60 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 61 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 62 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 63 号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届出(農業用施設)に対する専決処分について
- 6) 報告第 64 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 7) 議案第 68 号 農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 8) 議案第 69 号 農用地利用集積計画の決定について
- 9) 議案第 70 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 10) 議案第 71 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 11) 議案第 72 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 73 号 特定農地貸付の承認取消願について
- 13) 議案第 74 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和2年12月25日	開会場所	南公民館大会議室		
開閉の日時	開 会	令和2年12月25日(金) 午後2時30分			
	閉 会	令和2年12月25日(金) 午後3時05分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	摘要	議席番号	氏 名	摘要
1	吉田 光雄	出	21	森谷 敬治	出
2	柴崎 安雄	出	22	茂木 忠男	欠
3	飯野 健彦	欠	23	瀬山 郁三	出
4	安藤 已喜夫	出	24	川田 敏光	欠
5	竹内 章公	出	1	井田 貢	出
6	岡 潔	出	2	橋本 登	出
7	野邊 美佐子	出	3	欠員	—
8	久保 行弘	出	4	欠員	—
9	塚原 勝美	欠	5	柳 一男	出
10	塚越 石夫	出	6	須藤 和彦	出
11	新井 眞一	出	7	橋本 繁穂	出
12	丸山 佐知子	出	8	澁澤 隆之	出
13	栗田 裕可	欠	9	塚原 昇	出
14	福島 明	出	10	秋山 務	出
15	木村 英昭	出	11	尾熊 博章	出
16	森 秀樹	出	12	根岸 邦治	出
17	長谷川 美智子	出	13	飯野 篤己	出
18	設楽 弥栄子	出	14	大澤 慶三	出
19	持田 實	欠	15	石塚 保	欠
20	新井 美津子	出	16	柴崎 立志	出
説 明 者	事務局長	石川 博			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	農地係主任	中島 寛			
参 与	農業振興課 係長	金井 辰裕			
	農業振興課 主任	山本 哲也			

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況	開会	局 長	本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただ今から、令和2年第12回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	欠席委員の報告	局 長	本日は、委員24人中、18人の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しておりますことを報告いたします。
	議長の選出	局 長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。
	議事録署名人の署名	議 長	それでは、議長を務めさせていただきます。 本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。 なお、本日の総会につきましては、新型コロナウイルス対策として、議案説明を省略して行います。ご協力をお願いします。 それでは、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号16番、議席番号17番、以上2名を指名いたします。 よろしくお願いいたします。
		議 長	ここで、まず事務局より議案の訂正について説明がございます。 事務局、お願いします。
		事務局	それでは、議案書の訂正がございますので宜しくお願いします。 議案書37ページの整理番号1番につきまして、申請人の都合により申請を取り下げたため、議案から削除ということでお願いいたします。 事務局からは以上です。
		議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 はじめに、報告第59号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第64号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までにつきましては、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
	議案第68号 「農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」	議 長	次に、議案書14ページ、議案第68号「農地法第4条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 本件につきまして、関係者に来ていただいておりますので、入室をお願いします。 (関係者入室)
	議 長	本日来ていただいたのは、申請人と工事施工業者の代理人です。 それでは、本件について事務局より説明を求めます。	
	事務局	別添参考資料及び顛末書の差し替えをご覧ください。 農地転用計画変更の経緯につきましては、平成30年12月19日、埼玉県より用途を堆肥貯蔵施設敷地(堆肥舎2棟及び野積みの敷地)として農地転用許可書を交付しました。 令和2年6月と9月に当初計画であった堆肥舎2棟及び野積みに	

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議			<p>替わり、堆肥舎1棟とバイオガス施設に変更したいとの相談があり、当初と計画が異なるため、計画変更申請が必要と指導しました。</p> <p>令和2年11月26日(木)に農業委員会事務局職員が現地調査中に、当該地で既にバイオガス施設の建設が始まっているのを確認したため、転用許可申請を行った代理人である行政書士に状況の確認及び指導を行いました。また、工事施工業者には、農業委員会事務局窓口で工事の停止及び計画変更の手続きを行うよう指導しました。</p> <p>令和2年11月30日(月)の農業委員会総会で、本案件について農業委員及び農地利用最適化推進委員に状況を報告しました。</p> <p>令和2年12月2日(水)に、事務局職員が転用計画者宅を訪問し、工事の停止及び計画変更の手続きを行うよう指導しました。</p> <p>今後の対応としては、「違反転用指導に関する事務処理フロー」に則り、是正指導を行い、従わない場合には、行政処分を行います。</p> <p>現時点では、経済産業省に再生可能エネルギー発電事業計画の認定手続きを行っているところで、まだ認可はされていません。</p> <p>2ページ目は当初の土地利用計画図、3ページ目は変更後の土地利用計画図です。最後の顛末書は、本日差し換えしたのになります。今回、問題となっている点は、平成30年の農地転用許可の条件として附してある、申請書に記載された事業計画にしたがって事業の用に供すること。という項目に違反し、計画変更の許可を取らずに工事を始めてしまったことにあります。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
		議 長	<p>それでは、まず私から質問いたします。</p> <p>申請人に3点ほど質問します。</p> <p>まず、今回の申請書類によりますと、経産省への申請を工事施工業者から申請人に変更する申請が出されているようですが、今回工事を行っているメタン発酵発電施設を申請人が運営するという点でよろしいですか。</p>
進 行		申請人	はい、そうです。
状 況		議 長	<p>2点目ですが、顛末書の1ページ、24行目に深谷市も周知のことと認識とあり、また2ページ目の3行目にも同様に深谷市も周知のことと認識とあります。</p> <p>市も周知していたからこそ、顛末書の1ページ、30行目にもあるとおり、11月中旬に都市計画課より、農地転用の計画変更を提出してほしいと回答があったわけですが、何故回答を待たずに工事を急いでしまったのかお聞かせください。</p>
	工事施工業者	この点については、私の方で深谷市とやりとりをしていましたので、私から回答させていただきます。 <p>今年5月に事業計画変更については、深谷市に報告していきまして、農業委員会事務局、農業振興課、都市計画課と打ち合わせを行っております。</p> <p>その後、半年以上に渡り資料の提出であったり、質問の回答をしてきました。そういったやりとりがあったものですから、深谷市も承知していると認識し、まさか違反しているとは思っていなかったのが実情です。確かに都市計画課からは、11月に入ってから農業用施設として認めますが、農転申請だけは出してくださいという回答がありました。ただその前に、農業用施設でいけるとの回答をいただいていたので、10月に着工してしまいました。</p>	
		議 長	<p>堆肥舎2棟の申請の段階から、発酵処理施設の許可が下りれば、そちらに切り替える予定だったのでしょいか。</p>
		工事施工業者	<p>そもそも2018年6月にメタン発酵処理施設の申請を経産省に出しておりまして、そこから1年半かかって認可が下りない状況でした</p>

会議件名		て ん 末	
会議 進 行 状 況			<p>ので、諦めておりました。 今年の2月に入り、経産省から回答が来ましたので、急遽、計画を変更することになりました。</p>
		議長	<p>当初から堆肥舎1棟作って、後はバイオ発電にすればいいと思っていたのか。だとすれば、正々堂々と手続きをすればこのような状況にならなかったのではないのか。</p>
		工事施工業者	<p>当初、今年の2月までは堆肥舎2棟を建設する予定でしたので、本当に急遽、経産省の回答が来てからの計画変更になります。</p>
		議長	<p>最初から織り込み済みだと思われても仕方ないと思うがどうなのか。</p>
		工事施工業者	<p>そう言われても仕方のないことだと思います。</p>
		議長	<p>それについては、具体的にはどんな形で進めたらよいか打診いただくのがスジではないかと思うのだけれど。 私は、この事業は良いものだと思います。ただ、進め方が強引過ぎます。 社会奉仕する部分も企業責任であります。そうすると、社会奉仕するとはどういうことかという、世のため人のため、ひいては国民のため、また、地域のために還元していくと。 私も実は館ヶ森アーク牧場なるところに3回ほど伺ったことがございます。偉いなと思ったのは、そこでできた堆肥をお世話になった地元の町に提供されています。 当主がお亡くなりになった経過の中で、町民葬をやられたと聞いています。そのくらい地元優先に考えてやられた。そんな話を聞くと、あれじゃないこれじゃないと、ここの席まで来てこうだろうああだろうと言われることでは無いのだろうと思うのだよ。もっと背筋伸ばして堂々と皆さんぜひお力添えいただきたいというほうがカッコいいよね。きれいだよ。やはり胸襟開いて、諸法令に則った手続きをしますよ。という形でお進めになるのが良いのかなと私は思います。 そういった意味では、外部から人が入れないような対策をとっているのか、どんなことで安全面についての工事施工者としての責任を果たすのかについて説明いただきたい。</p>
		工事施工業者	<p>まず、農地転用の変更届出が必要にもかかわらず工事に着手してしまっている状況については、今工事は止めておりますが、本当に配慮が足らなかったと猛省していますし、本当に申し訳なく思っております。 先ほどもちょっと話が出たのですが、今回のメタン発酵事業というのは、日本にとっても、深谷市にとっても、また環境、農業にとってもプラスに働くとても有意義な事業でございます。まさに国が進めます地産地消、地方創生、循環型社会、また、災害に強いまちづくり、そういったものを実現させることのできる事業でございます。 小島市長からも、農林水産省からも素晴らしい事業と評価をいただいておりますので、必ず実現したいと思っております。そのためには皆様の協力が必要不可欠でございます。他の自治体に先駆けて基本となる事業モデルを構築できればと思っておりますので、なにとぞご了解いただければと、ご承認いただければと思っております。 先ほどちょっと安全面の話が出たので、その点について申し上げます。今、現場は4メートルほどの穴を掘ってある状況でございます。浄化槽建設のための穴なのですけれども、そこの壁面がちょっと崩れ始めております。また、南側の川の水も浸水してきている状況でございます。とても危険な状況で止まっております。もちろん安全養生は敷地を囲むなどしておりますけれども、不測の事態も考えられますので、できれば皆様のご理解をいただいて、工事再開を迅速にできればと思っております。その点についてご承認いただければというふうに思っております。私からは以上です。</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	一通り説明をいただいた中で、委員から質疑があれば伺います。 (議席番号23番、挙手)
		議 長	議席番号23番。
		23番	議長からもろもろの指摘がされましたけれども、私としては画期的な仕事だと思います。旧川本町でも豚と牛のし尿を処理する施設を作りましたが、深谷市に合併したとたん壊されたんですね。何で壊されたのかいきさは私は知りませんが、あれはとても良い施設だと思っていました。その上をいくバイオマス処理というのは、糞尿を発酵させてメタンガスを生産して、それを発電に活かすと。私もこの資料を見てびっくりしたのですが、大変なモデルケースだと思います。これを計画された申請人は、大したものだと思います。手続きが云々ということはあるのですが、私はもっと温かい目で申請人を支援したいなと思います。 工事施工業者も昔から私は知っていて、深谷市で大金持ちの財産家なのですね。そういう方が豚小屋を作って日本中に売り出した。これもよく知っています。ただバイオマスの運転方法には専門知識が必要だと思います。だからオペレーターを雇って、やろうという覚悟が申請人にあるのだと思うのですが。大変な工事ですよこれは。だからぜひ、農業委員の皆さんもそうですけれど、全面的に支援して成功させてあげたいなと思います。皆さんよろしくお願ひします。
		議 長	ほかに意見はありますか。 (議席番号20番、挙手)
		議 長	議席番号20番。
		20番	地元の委員として一言申し上げたいのですが、先ほど議長が言われたことや、議席番号23番が言われたことはよくわかります。 私自身としても、とてもよい画期的なプランだと思いますし、個人的な意見で言えば、野積みですと臭いもしますし、ハエもたくさん飛びますが、そういう衛生的な面でもとても良いかなと思うのですが、地元の農家の皆さんの話を聞きますと突然ドームのようなものができてきたと。何だあれはと。藤治川の川のほとりにあるのですが、あれは藤治川発電か、藤治川原発か、などというような冗談めいた話もよく聞きました。 ここに都市計画課より農業施設としての扱いでよいという結論に至ったと書いてありますが、近くに行ってみますとこれが農業用施設でよいのかという感想もあります。とても農業用施設と思えないようなすごい施設です。これが突然できましたことによりまして、地元の農家の皆様の声としますと、こんなにかいものできてしまうと日陰になって、良い作物が採れなくなってしまうのではないかと、地主の話によりまして、借り手がなくなってしまうと困っちゃう、という話も聞きます。 そうしますと耕作放棄地ができるという原因にもなりますし、榛沢地区のあの場所は、農家さんがブロッコリーですとかトウモロコシですとか一生懸命耕作している場所でありまして、榛沢地区におきましても一番耕作放棄地の少ない場所です。そこにああいうものがドンといきなりできて、農家さんも戸惑っていますし、日頃、農作業用の軽トラックしか通らないような道にどんどん大型のトラックが結構なスピードで通って大変困惑しているという声も聞きます。 こういう大きなプラントをこしらえるのであれば、事前に地域説明ですとかあつてしかるべきだと思いますし、もしこれがうまく稼働していただける分にはよいのですが、もしうまくいかずに途中で廃墟となってしまう場合、地元の人は困惑してしまうと思うのです。それなのでやはりもうちょっと配慮が必要だったのではないかなと思います。

会議件名		て ん 末	
会議 進 行 状 況		議長	ほかにありますか。 (最適化推進委員8番、挙手)
		議長	最適化推進委員8番。
		最適化推進委員8番	この件に関しては、この顛末書等を見ると、行政、業者、農業者と、この3者がうまく連携が取れていないと。一番中心になるのは誰かということです。先ほど言ったように地域の方とよほどコミュニケーションを図ったりしていかないとこういう問題も起こる。ですから、工事施工業者のところで仲立ちをするということは、企業としての危機管理をもうちょっとしっかりしていただいて、こういう素晴らしいものを作ってもらって、地域のためにもなるような活動というか、会社としての責任を持って工事を行ってもらえば一番良いのではないかと。 我々ロートルよりも若い力がいろいろなことを変えていくので、頑張ってください。それには地域の理解が一番必要だと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。
		議長	ほかにありますか。 (議席番号1番、挙手)
		議長	議席番号1番。
		1番	これは工事施工業者がリードしてこういう形になったのでしょうか。それと、こういう事業をやっている事例があるのかお聞かせください。初めに申請人の方からこの件についての発想はどこから出てきたのかをお聞かせください。
		申請人	元々は糞尿に関しては、やはりどうしてもいっぱいいっぱいでしたので、銀行を通じて工事施工業者にバイオマス発電ができるのかどうかを打診してもらって、それがきっかけでこういう事業を始めることになりました。今年、コロナで2月ぐらいから牛の値段が暴落しまして、私のところでは毎月100頭ぐらい出荷するのですが、1頭出荷するのに20万から30万ぐらいの赤字が出るような状況で、とてもじゃないですけども、他のことは一切考えられないような状況で、本当にノイローゼ状態になっていました。そういうこともありまして、手続き上のことはまったく頭が回らずに本当に皆さんにご迷惑をおかけする結果になりまして、本当に申し訳ないと思っております。本当にこのことについてはお詫びしたいと思えます。
		工事施工業者	同じような事例は深谷市東方の方で、そこは豚の糞尿を使ってバイオガス発電を行っております。
		1番	何年前。
		工事施工業者	約3年前です。
		議長	ほかにありますか。 (委員より「質疑なし」との声)
		議長	総括しますと、皆さん諸々おっしゃったように地域との密接な関係を構築していただきたいと。さらには日陰部分についてしっかりした対応をしていただきたい。最終的には、良い仕事をやると黙っていても仕事が回ってきます。最初は容易じゃないけれど。そういう面で考えれば、1、2年の足踏みがきついといっても、うまくコンセンサスとりながら地域に密着していく。10年もよくやっていただいて、皆さんが

会議件名		て ん 末	
会議			<p>懐疑的にならないように、それから道路使用についても大型ダンプが通れば道路が傷むし、当然それらについてだれが責任持って壊れたところを直すかとかそういう諸々があると思います。それらについては、しっかり対応していただくということで、皆さんにお約束してください。</p>
		工事施工業者	<p>多々至らない点がございました。本当に皆さんのおっしゃるとおりだと思います。今後は、そういった点に配慮して地域密着でコミュニケーションを取りながら、問題ないよう進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当に申し訳ございませんでした。</p>
		議長	<p>それでは関係者に対する聴き取りはこれで終了いたします。 (関係者 退室)</p>
		議長	<p>お諮りいたします。 本件は、現在申請中のものも含め、他法令の許認可が決定したのち、承認することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p>
進行	議案第69号 「農用地利用集積計画の決定について」	議長	<p>次に、議案書15ページ、議案第69号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 この件に関して、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)</p>
		議長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p>
		議長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決します。</p>
状況	議案第70号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議長	<p>次に、議案書32ページ、議案第70号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)</p>
		議長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p>
		議長	<p>「異議なし」のため本件は原案どおり決します。</p>
況	議案第71号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議長	<p>次に、議案書37ページ、議案第71号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 なお、整理番号2番につきましては、議案第68号において審議された案件でございますので、同様の取扱いとさせていただきます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	<p>その他、本議案に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は整理番号2番を除き、原案どおり決します。整理番号2番の案件につきましては、議案第68号で決しましたとおり、他法令の許認可がされたのち、承認することといたします。</p>
	議案第72号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議 長	<p>次に、議案書38ページ、議案第72号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決します。</p>
	議案第73号 「特定農地貸付の承認 取消規定による許可申請 承認について」	議 長	<p>次に、議案書41ページ、議案第73号「特定農地貸付の承認取消について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため本件は原案どおり決します。</p>
	議案第74号 「農業振興地域整備計画 (農用地利用計画)の変更 に係る意見について」	議 長	<p>次に、議案書42ページ、議案第74号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 本件は、「意見なし」として、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 「異議なし」のため、本件は「意見なし」と決します。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	局 長	以上をもちまして、令和2年第12回定例総会を閉会いたします。